

4.保証料率一覧

区分	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨								
	責任共有外	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有	責任共有
短期運転資金	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
小規模企業対策資金	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
小口零細企業資金	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
経営振興資金	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
新事業分野進出資金	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
雇用創出促進資金	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
組織強化育成資金	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
中小企業セーフティネット資金	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
中小企業再生支援資金(一般貸付)								0.50%	
中小企業再生支援資金(新型コロナウイルス感染症対応貸付)								0.00%	
沖縄振興特別措置法関連資金								0.60%	
創業者・事業承継支援資金	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
ベンチャー支援資金	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
資金繰り円滑化借換資金								0.60%	
伴走支援型借換等対応資金	0.95%	0.80%	0.65%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%	0.10%	0.00%

※上記保証料率については、保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(直前の二期分の貸借対照表及び損益計算書がある場合は、当該貸借対照表及び損益計算書)その他の経営に関する情報を保証協会に決定します。
 ※一部資金については、「経営者保証に関するガイドライン」の3要件の一部を充足していない場合であっても、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用し、保証料を上乗せすることで経営者保証を解除できる可能性があります。詳しくは沖縄県信用保証協会にお問い合わせください。

必要な添付書類等

- お申し込みには、基本的に下記の書類が必要です。※資金によって必要書類が異なる場合もあります。
1. 事業税納税証明書(事業税の納期が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書)
 2. 最近2年間の受付印のある確定申告書の写し(法人は最近2年間の決算書)※事業税が払い済みの場合はこの限りではありません
 3. 定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書)(法人、協同組合等の場合)
 4. 印鑑証明書
 5. 見積書、請求書等(設備資金の場合)
 6. 許認可証の写し(許認可業種の場合)
 7. 個人情報の提供に関する同意書
- *その他金融機関、保証協会が必要とする書類

- 連帯保証人
1. 印鑑証明書
 2. 個人情報の提供に関する同意書
- *その他金融機関、保証協会が必要とする書類

よくある質問

- Q. 融資に必要な添付書類の「事業税納税証明書」は、どこで入手できますか?
- A. 「事業税納税証明書」はお近くの県税務所で入手できます。
- ・那覇県税務所 那覇市旭町116-37 (県南部合同庁舎 TEL.(098)867-1066)
 - ・コザ県税務所 沖縄市美原1-6-34 (県中部合同庁舎 TEL.(098)894-6500)
 - ・名護県税務所 名護市大南1-13-11 (県北部合同庁舎 TEL.(098)052-5138)
 - ・宮古事務所県税課 宮古島市平良字西里1125 (県宮古合同庁舎 TEL.(098)072-2553)
 - ・八重山事務所県税課 石垣市字真栄里438-1 (県八重山合同庁舎 TEL.(098)082-3045)
- ※市県民税納税証明書の入手方法については、各市町村窓口にご相談ください。

5.その他の制度概要

▶ 中小企業機械類貸与制度

県内の中小企業者等が必要としている機械を会社が割賦販売またはリースを行い、経営の合理化・効率化を支援する事業です。

融資対象者	県内の中小企業者で、原則1年以上業歴を有し、下記対象業種に属すること。(※一部対象外あり) 対象業種：製菓業、建設業、鉱業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食業、サービス業。
制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 低金利・長期 低利・長期の返済期間で毎月の支払い負担額が軽減されます。 無担保・資金調達力の確保 原則無担保です。不動産担保・信用保証協会の保証・保証料が不要です。そのため、今後の資金調達に余力を持つことができます。 元金据置 据置期間は・1年・6か月・据置なしから選択できます。
貸与条件	<ul style="list-style-type: none"> 貸与金額 300万円～8,000万円(特別な場合1億円まで) 対象設備 新品が対象 利率(固定) ・割賦販売：1.7%～2.1%(財務状況に応じて決定) ・リース：別途確認 貸与期間 ・割賦販売：10年以内 ・リース：3～10年 保証金 ・割賦販売：契約金額の5% ・リース：不要 保証人 ・個人：原則として1名以上 ・法人企業：原則として代表者のみ
お申し込み・お問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 経営支援部経営支援課 TEL.(098)859-6237

▶ 中小企業高度化資金

集団化、共同化、協業化等中小企業者が共同で行う事業に対して、コンサルタント及び資金の両面から助成する制度です。

融資対象者	協同組合、振興組合、中小企業者等
資金使途	貸付対象事業の実施(リニューアルを実施する場合を含む)に必要な土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> 貸付額 原則として対象資金の80%以内 貸付期間 20年以内(うち据置期間は3年以内) 利率(固定) 0.8% 担保 不動産担保等 連帯保証人 組合役員等の連帯保証
受付期間	事前に事業計画について、診断・助言等を行いますので、原則として事業を実施する前々年度で随時受付
お申し込み・お問い合わせ先	沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班 TEL.(098)866-2343

▶ 経営コンサルタント派遣制度(創業者等伴走型支援事業)

どんな制度なの?

1. あなたの店・会社に頼れる専門家が!
2. 普段考えている事や悩みを話さず! 課題が整理されてやるべきことが明確に! さらに課題の実行までお手伝いします!
3. さっそく実行! 経営改善の第1歩を踏み出そう! (派遣料には限りがあります)

派遣費用は無料!

資料を作る必要なし!

出かける必要なし!

お申し込み・お問い合わせ先 沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL.(098)866-2343 FAX.098-861-4661
 Mail : aa052108@pref.okinawa.lg.jp 創業者助言 沖縄県 検索

中小企業の皆様へ 令和6年度 沖縄県融資制度のご案内

沖縄県融資制度ってどんな制度?

- 沖縄県内で1年以上事業を営む中小企業者、協同組合等のほか、これから創業したい方などを対象として、県と金融機関が協調し、事業に必要な融資を行う制度です。
- 中小企業者・小規模事業者の皆様が、少ない負担で円滑な資金調達ができるよう、県が貸付原資の一部を負担しています。
- 原則として、沖縄県信用保証協会の信用保証承諾が必要ですが、信用保証料の一部は県が負担します。
- ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融業など一部の業種は対象となりません。
- 県融資制度を利用したい場合は、金融機関に融資申込みを行うこととなります。(一般的な金融機関借入の場合と流れはほぼ同じです。)ただし、一部の資金については、商工会や商工会議所等からの融資あっせんを経て、金融機関に申し込む資金もあります。

一般的な事業資金を借りたい

- 短期運転資金
- 小規模企業対策資金
- 組織強化育成資金
- 小口零細企業資金

経営指導により金利優遇

積極的な事業展開のため、有利な条件で資金調達したい

- 雇用創出促進資金
- 新事業分野進出資金
- ベンチャー支援資金

創業したい、創業から間もない事業承継に取り組みたい

- 創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)
- 創業者・事業承継支援資金(事業承継支援貸付)

地域産業振興に取り組みたい

- 沖縄振興特別措置法関連資金

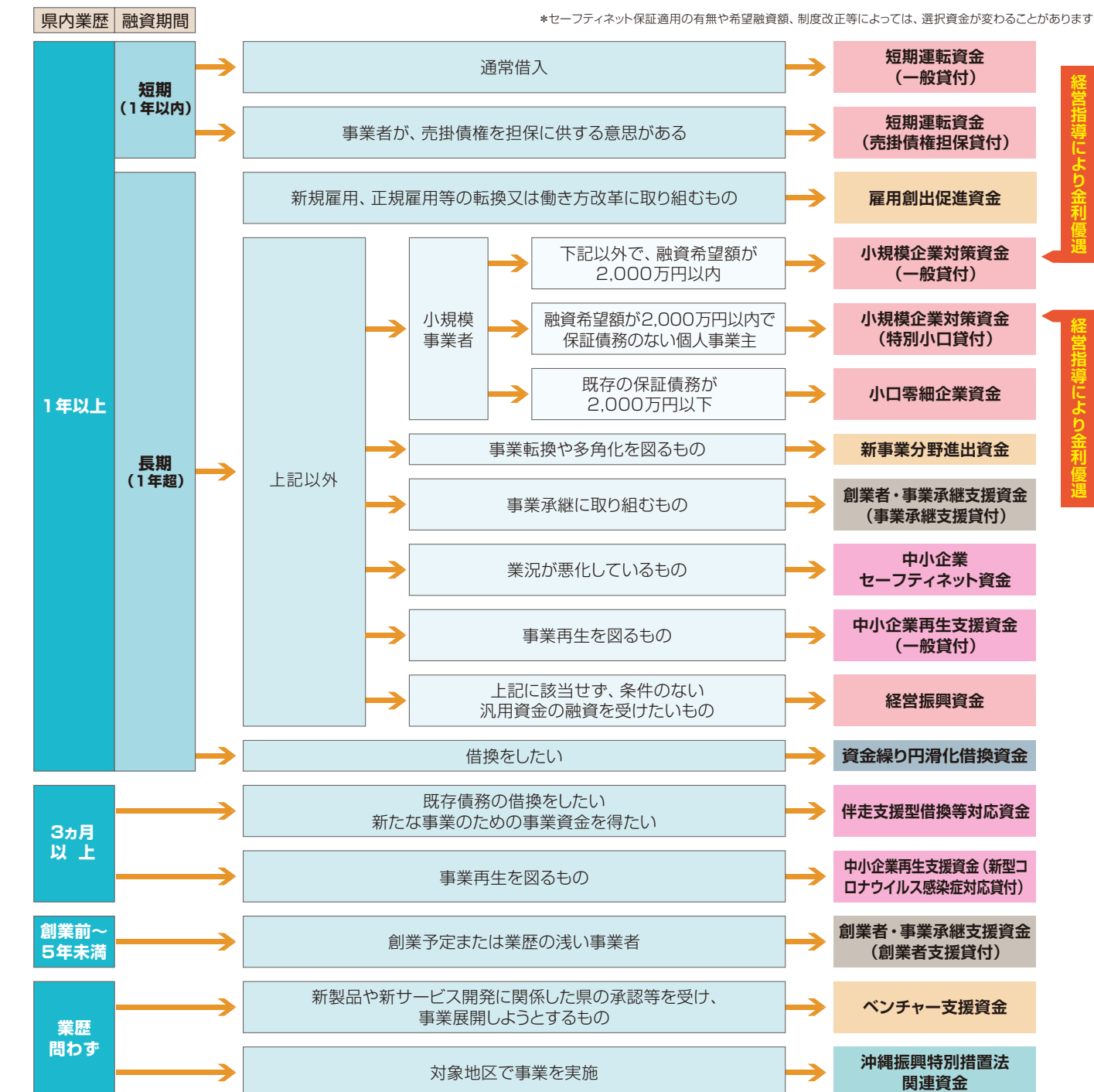
経営が厳しい/事業再生に取り組みたい

- 中小企業セーフティネット資金
- 中小企業再生支援資金(一般貸付)
- 中小企業再生支援資金(新型コロナウイルス感染症対応貸付)

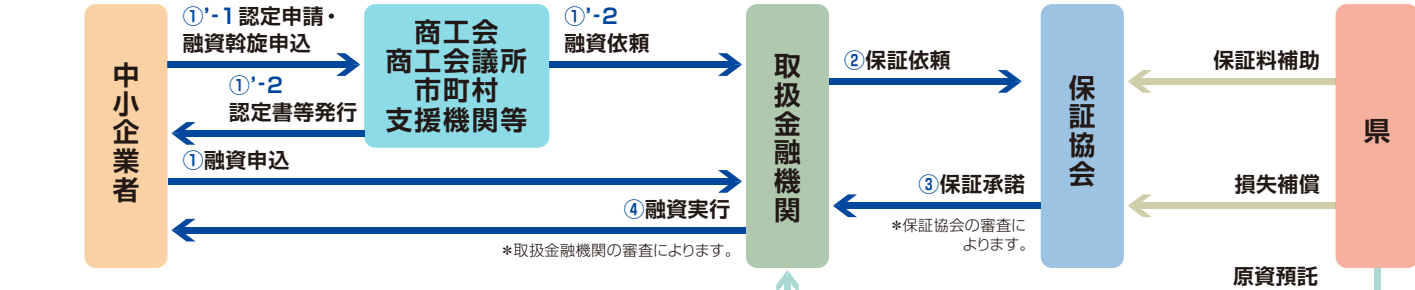
既存債務の借換をしたい

- 資金繰り円滑化借換資金
- 伴走支援型借換等対応資金

1. 資金選びのためのフローチャート



2. 「沖縄県融資制度」全体のフロー図



- お申し込み・お問い合わせ先
- 沖縄県商工労働部中小企業支援課 …… TEL.(098)866-2343
 - 沖縄県信用保証協会 …… TEL.(098)863-5300
 - 沖縄県産業振興公社中小企業支援センター …… TEL.(098)859-6237
 - 沖縄県中小企業団体中央会情報課 …… TEL.(098)860-2525

お問い合わせは 沖縄県商工労働部 中小企業支援課

沖縄県融資制度 検索

TEL.098-866-2343

みんがて クイックアクション 県融資制度でクワッジョ!

3. 融資制度の対象と内容

*下記に加え、中小企業信用保険法施行令第1条に定める保証対象業種に属すること及び税金の滞納がないこと等を満たすことが必要です。

一般的事業資金を借りたい

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
短期運転資金	一般貸付	取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転のみ5,000万円	1年(6ヶ月)	0.45~1.00	0.43
	売掛債権担保貸付		他事業者等に売掛債権を保有する中小企業者	運転のみ3,000万円	1年(措置なし)	2.05	
経営振興資金	中小企業者、協同組合等であれば、基本的に申し込み可能	取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて8,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	2.15	0.45~1.00
小規模企業対策資金 (優遇金利あり)	一般貸付	商工会 商工会議所 市町村商工担当課 ※直接、取扱金融機関への申込も可能	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行	運転・設備併せて2,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.80(※1.60)	0.40~0.80
	特別小口貸付		中小企業信用保険法に規定する特別小口保険該当者に対する無担保無保証人制度 小規模企業者(法人を除く)で、次の各号の要件を備えるもの (1)源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の1年間に納期が到来している税額を完納しているもの (2)当貸付に係る保証以外に保証協会から保証を受けていないもの	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行	運転・設備併せて2,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.70(※1.50)
小口零細企業資金	小規模企業者で次の各号の要件を備えるもの (1)従業員20人以下の会社及び個人(宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下) (2)この融資の保証を含め、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証では融資極度額)と併せて2,000万円以下であること	取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行	運転・設備併せて既存の保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円以内	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.70	0.45~1.00
組織強化育成資金	一般貸付	(市町村商工担当課) 中小企業団体中央会	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 鹿児島銀行	1組合あたり共同事業資金5,000万円 転貸資金3億円 (※1転貸先3,000万円) 1組合員あたり3,000万円 ※転貸資金は一般貸付のみ	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.75※2	0.40~0.80
	セーフティネット貸		中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証5号の認定を市町村長から受けたもの	中小企業団体中央会	1組合員あたり3,000万円 ※転貸資金は一般貸付のみ	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	0.60

積極的な事業展開のため、有利な条件で資金調達したい

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
雇用創出促進資金	中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組むもので、次のいずれかに該当するもの ①新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするもの ②非正規雇用の従業員を正規雇用(無期雇用含む。)に転換しようとするもの ③法定雇用率がいずれかを超過して障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けたもの ④次のいずれかの認定・認証を受けたもの (1)えるぼし認定 …………… 沖縄県労働局雇用環境・均等室 (2)くるみん認定 …………… 沖縄県労働局雇用環境・均等室 (3)ユースエール認定制度 …………… 沖縄県労働局職業安定部職業安定課 (4)沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証 …………… 県雇用政策課 (5)沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証 …………… 県労働政策課 (6)沖縄県所得向上応援企業認証制度に基づく認証を受け、かつ、国の実施するパートナーシップ構築宣言に登録し公表している者 …………… 各制度所管課 (7)その他上記①~⑥と同等と認められる事業等に基づく認定・認証 ※1,2については、上記従業員に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の提出が必要	①…商工会又は商工会議所 ②…県中小企業支援課 ③…取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて8,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.50	0.35~0.75
新事業分野進出資金	事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等 県内で3年以上(多角化を目的とする場合は、1年以上)引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出(事業転換・多角化)を行うもの (1)現在の事業を縮小又は廃止し、事業転換を目的として新たな事業を開始する場合、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/2以上を占めることが見込まれるもの (2)多角化を目的として新たな事業を開始する場合、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/4以上を占めることが見込まれるもの	産業振興公社 商工会 商工会議所	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	(1)事業転換の場合 運転・設備併せて1億円 (2)多角化の場合 運転・設備併せて7,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.50	0.35~0.75
ベンチャー支援資金	ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①経営革新等に係る知事の承認を受けたもの ②沖縄県が実施する新製品・新サービス開発に関する事業の採択又は補助金の交付を受けたもので、既に新製品・新サービスの開発を終了し、事業化の見通しのあるもの ※沖縄県が実施する事業の例 ものづくり県内受注・生産性向上支援事業 …… 県ものづくり振興課 ICTビジネス高度化支援事業 …… 県ITイノベーション推進課 産学官連携施設開発支援事業 …………… 県ものづくり振興課 地域ビジネス力育強化事業 …………… 県中小企業支援課 ③新製品、新技術等を自主開発し沖縄県工業技術センター所長の認定を受けたもの ④中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けたもの ⑤内閣府沖縄総合事務局経済産業部からJ-Startup OKINAWAに選定されたもの	県中小企業支援課 ※認定等をお待ちの方は取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて3,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.50	0.35~0.75

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
新事業分野進出資金	事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等 県内で3年以上(多角化を目的とする場合は、1年以上)引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出(事業転換・多角化)を行うもの (1)現在の事業を縮小又は廃止し、事業転換を目的として新たな事業を開始する場合、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/2以上を占めることが見込まれるもの (2)多角化を目的として新たな事業を開始する場合、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/4以上を占めることが見込まれるもの	産業振興公社 商工会 商工会議所	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	(1)事業転換の場合 運転・設備併せて1億円 (2)多角化の場合 運転・設備併せて7,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.50	0.35~0.75

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
ベンチャー支援資金	ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①経営革新等に係る知事の承認を受けたもの ②沖縄県が実施する新製品・新サービス開発に関する事業の採択又は補助金の交付を受けたもので、既に新製品・新サービスの開発を終了し、事業化の見通しのあるもの ※沖縄県が実施する事業の例 ものづくり県内受注・生産性向上支援事業 …… 県ものづくり振興課 ICTビジネス高度化支援事業 …… 県ITイノベーション推進課 産学官連携施設開発支援事業 …………… 県ものづくり振興課 地域ビジネス力育強化事業 …………… 県中小企業支援課 ③新製品、新技術等を自主開発し沖縄県工業技術センター所長の認定を受けたもの ④中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定を受けたもの ⑤内閣府沖縄総合事務局経済産業部からJ-Startup OKINAWAに選定されたもの	県中小企業支援課 ※認定等をお待ちの方は取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて3,000万円	運転・7年(1年)設備・10年(1年)	1.50	0.35~0.75

既存債務の借換をしたい

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
資金繰り円滑化借換資金	中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①沖縄県信用保証協会の保証付き融資(複数債務の場合は合算で算定)を借り換えるもの ②借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用につき市町村長から認定を受けたもの又は危機関連保証の適用につき市町村長から認定を受けたもの ※一般借換の対象とならない資金等がある。	①…取扱金融機関に直接申込 ②…市町村商工担当課	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて5,000万円	運転・設備10年(6ヶ月)	2.35	① 0.45~1.00 ② 0.60

※1: 保証料率の区分は、右ページの裏面「4. 保証料率一覧」をご参照ください。 ※2: 融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。 ※3: 小規模企業対策資金において、商工会・商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施した場合、優遇金利の適用が可能です。

既存債務の借換をしたい / 新たな事業のための事業資金を得たい

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
伴走支援型借換等対応資金	対象業種に属し、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定したものであること。 ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること。 ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること。 ③次の(1)又は(2)アからカのいずれかに該当すること。 (1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。 (2)ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 エ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。	取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 みずほ銀行 鹿児島銀行	運転・設備併せて6,000万円	運転・設備10年(5年)	① 1.20 ② 1.60 ③ 1.60	① 0.00 ② 0.00 ③ 0.00~0.95

創業したい、創業から間もない / 事業承継に取り組みたい

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
創業者・事業承継支援資金(創業者支援貸付)	県内に居住している事業を営んでいない者であって、これから県内で事業を開始しようとするもの又は事業開始後一定期間を経過していないもの(いずれも過去に自ら営んでいた事業を廃止した者又は過去に解散した法人の当該解散の日において役員であった者を含む。)で、次のいずれかに該当するもの 融資対象① 事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの 商工会等の創業セミナーの受講を終了したもの 中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 融資対象② 1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの 2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの 市町村が主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもの 融資対象③ 事業開始後1年以上5年未満の個人又は会社 中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立し、設立から1年以上5年未満のもの 個人で創業し、創業後1年以上5年未満の間に同一事業を法人化したもの	①…産業振興公社 商工会連合会 商工会 商工会議所 ②…取扱金融機関に直接申込	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 JAおきなわ みずほ銀行 鹿児島銀行	運転・設備併せて2,000万円	運転・設備10年(1年)	1.70	0.60
創業者・事業承継支援資金(事業承継支援貸付)	中小企業者で、次のいずれかに該当するもの ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けたもの ②認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの	①…沖縄県中小企業支援課 ②…左記の支援機関	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫	運転・設備併せて8,000万円	運転・10年(1年)設備・15年(1年)	1.70	0.35~0.75

地域産業振興に取り組みたい

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
沖縄振興特別措置法関連資金	次のいずれかの地域又は特別地区において、県知事から、措置実施計画の認定又は特定事業を営む法人として認定を受けたもの ①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域・同特別地区 ③産業イノベーション促進地域 ④国際物流拠点産業集積地域 ⑤経済金融活性化特別地区	各特別地域・地区所管課	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて1億5,000万円	運転・10年(1年)設備・15年(3年)	1.70	0.60

経営が厳しい / 事業再生に取り組みたい

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先(認定申込先)	取扱金融機関	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率(固定) %	保証料率(%)※1
中小企業セーフティネット資金	中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの ②倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの ③製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにも関わらず製品等価格に転嫁できていないもの(最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること) ④知事が認定する災害等により被害を受けたもの ⑤中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネット保証3号、4号、5号又は7号の適用につき市町村長から認定を受けたもの ⑥中小企業信用保険法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用につき市町村長から認定を受けたもの	①、②、③…取扱金融機関に直接申込 ④…市町村(防災又は商工担当課)、商工会又は商工会議所 ⑤、⑥…市町村商工担当課	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転のみ3,000万円 ①、②、③、④(7号のみ) ⑤、⑥(7号以外)、⑦ ⑧(4号のみ)、⑨ ⑩(4号のみ)、⑪	①、②、③、④(7号のみ) ⑤、⑥(7号以外)、⑦ ⑧(4号のみ)、⑨ ⑩(4号のみ)、⑪	① 1.60 ② 0.90 ③ 0.70 ④ 0.80	下記以外 0.40~0.80 0.00
中小企業再生支援資金(一般貸付)	県内で3年以上継続して事業を営む中小企業者(NPO法人を除く。)、協同組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等(本資金)における支援機関)の支援を受けて作成した再生計画に従い事業再生を行うもの ※本資金の融資を受けたものは、四半期に1回、金融機関に対して再生計画の進捗報告が必要。 ※本資金は、全国統一制度である事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度を適用しています。	左記の支援機関	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて8,000万円 ※既存の沖縄県信用保証協会保証付融資の借換も可	運転・設備15年(1年)	0.50 (責任共有) 0.70 (責任共有外)	0.00
中小企業再生支援資金(新型コロナウイルス感染症対応貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うもの。 ※本資金の融資を受けたものは、四半期に1回、金融機関に対して再生計画の進捗報告が必要。 ※本資金は、全国統一制度である事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度を適用しています。	左記の支援機関	琉球銀行 商工組合中央金庫 沖縄銀行 JAおきなわ 沖縄海邦銀行 みずほ銀行 コザ信用金庫 鹿児島銀行	運転・設備併せて8,000万円 ※既存の沖縄県信用保証協会保証付融資の借換も可	運転・設備15年(5年)	0.00	0.00

※3: 令和6年4月1日現在、当該資金の取扱い令和6年6月30日に沖縄県信用保証協会が保証申込みを受け付けたものまでとなっております。取扱いを延長する場合は沖縄県ホームページでご案内します。